

案

宮代町議会会議規則の一部を改正する規則について

宮代町議会会議規則第14条の規定により、宮代町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和7年6月11日提出

提出者 宮代町議会議員

賛成者 //

賛成者 //

賛成者 //

賛成者 //

賛成者 //

賛成者 //

提 案 理 由

議会議員が会議等へやむを得ず遅刻、早退することについて、適正に議長に届出ができるよう宮代町議会会議規則を一部改正したいので、この案を提出するものである。

宮代町議会会議規則の一部を改正する規則

宮代町議会会議規則（平成3年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「欠席等の届出」に改め、同条第1項中「のため出席できないときは、」を「により会議等を欠席、遅刻又は早退するときは、」に改め、同条第2項中「多胎妊娠の場合には」を「多胎妊娠の場合にあっては」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮代町議会会議規則 新旧対照表

改 正 案	現 行
○宮代町議会会議規則 (欠席等の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により会議等を欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合に<u>あつては</u>、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	○宮代町議会会議規則 (欠席__の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由<u>のため出席できないときは</u>、<u> </u>その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合に<u> </u>は、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。